

# 第87期 定時株主総会 招集ご通知

東映アニメーション株式会社

証券コード：4816



**TOEI ANIMATION**

*Since 1956*

日時

2025年6月24日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時15分）

場所

東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル 2階  
プロビデンスホール

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

## 目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告書	28
株主総会参考書類	33

ご出席者への「おみやげ配布」は行いませんので、ご了承お願い申し上げます。

証券コード 4816  
2025年6月9日  
(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都中野区中野四丁目10番1号  
**東映アニメーション株式会社**  
代表取締役社長 高木 勝 裕

## 第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第87期定時株主総会招集ご通知」及び「第87期定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

[https://corp.toei-anim.co.jp/ja/ir/general\\_meeting.html](https://corp.toei-anim.co.jp/ja/ir/general_meeting.html)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所（東証）ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3～4頁の「議決権の行使についてのご案内」に記載の方法により、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時  
※受付開始時刻は午前9時15分を予定しております。
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1.第87期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件  
2.第87期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件  
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

以上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

お知らせ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、先述の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

### 交付書面から一部記載を省略している事項

ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、下記の事項を除いております。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

### 書面並びにインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

### インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 議決権の行使についてのご案内

「第87期定時株主総会招集ご通知」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 株主総会の議決権行使を事前に行いいただける株主様



#### 郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 行使期限

2025年6月23日(月)  
午後6時までに到着



#### インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2025年6月23日(月)  
午後6時まで



詳細は次ページをご覧ください。

### 株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

#### 株主総会開催日時

2025年6月24日(火)  
午前10時

### 機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

## QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右のご案内に従ってログインしてください。

## ご注意事項

- 午前2時30分から午前4時30分はご利用いただけません。
- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。
- QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 「ログインID」「パスワード」を入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス  
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 ログイン

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

## ● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)  
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において、当社グループでは「ワンピース」、「ドラゴンボール」シリーズ、「プリキュア」シリーズ、「スラムダンク」といった主力作品群からの安定的な収益の確保・拡大を図りました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、1,008億36百万円（前連結会計年度比13.7%増）、営業利益は324億32百万円（同38.8%増）、経常利益は331億88百万円（同25.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は236億23百万円（同25.7%増）となりました。

次に各事業部門の概況を申し上げます。

#### [映像製作・販売事業]

劇場アニメ部門では、前年度からの継続公開となった映画「鬼太郎誕生 ゲゲゲの謎」（2023年11月公開）、「映画おしりたんてい さらば愛しき相棒(おしり)よ」（2024年3月公開）に加え、8月に映画「THE FIRST SLAM DUNK」（復活上映）、9月に映画「わんだふるぷりきゅあ！ ざ・むーびー！」、10月に映画「鬼太郎誕生 ゲゲゲの謎 真生版」、3月に「映画おしりたんてい スター・アンド・ムーン」を公開しました。前年同期に公開した映画「THE FIRST SLAM DUNK」程には至らず、大幅な減収となりました。

テレビアニメ部門では、「ドラゴンボールDAIMA」、「ワンピース」、「わんだふるぷりきゅあ！」（2025年2月より「キミとアイドルプリキュア♪」）、「魔法つかいプリキュア！！～MIRAI DAYS～」、「科学×冒険サバイバル!」、「逃走中 グレートミッション」、「おしりたんてい」、「ふしぎ駄菓子屋 銭天堂」、「ガールズバンドクライ」の9作品を放映しました。前年同期と比較して放映作品話数が増加したこと等から、増収となりました。

コンテンツ部門では、映画「鬼太郎誕生 ゲゲゲの謎」のブルーレイ・DVDが好調に推移したものの、前年発売の映画「THE FIRST SLAM DUNK」のブルーレイ・DVD程には至らず、前年同期と比較して大幅な減収となりました。

海外映像部門では、前年同期好調に稼働した映画「THE FIRST SLAM DUNK」の海外上映権販売の反動減があったものの、「ワンピース」、「ドラゴンボール」シリーズの海外配信権販売が好調だったことに加え、サウジアラビア向けテレビアニメ作品の納品により、前年同期と比較して大幅な増収となりました。

その他部門では、映画「THE FIRST SLAM DUNK」、映画「鬼太郎誕生 ゲゲゲの謎」をはじめ、国内の映像配信権販売が好調に稼働したことから、前年同期と比較して大幅な増収となりました。

以上により、当該事業の売上高は373億11百万円（前連結会計年度比7.2%増）、営業利益は103億79百万円（同51.9%増）と増収増益となりました。

#### [著作権事業]

国内著作権部門では、「ドラゴンボール」シリーズのゲーム化権販売、商品化権販売や、「ワンピース」の商品化権販売が好調に稼働したことから、前年同期と比較して大幅な増収となりました。

海外著作権部門では、「ワンピース」、「ドラゴンボール」シリーズ、「デジモン」シリーズの商品化権販売、「ドラゴンボール」シリーズのゲーム化権販売が好調に稼働したことから、前年同期と比較して大幅な増収となりました。

以上により、当該事業の売上高は503億6百万円（前連結会計年度比27.6%増）、営業利益は259億24百万円（同36.8%増）と増収増益となりました。

#### [商品販売事業]

商品販売部門では、「ワンピース」、「プリキュア」シリーズのショップ事業が好調に稼働しましたが、前年同期に好調に稼働した映画「THE FIRST SLAM DUNK」の商品販売の反動減により、前年同期と比較して大幅な減収となりました。

以上により、当該事業の売上高は91億99百万円（前連結会計年度比13.4%減）、営業利益は6億54百万円（同64.1%減）と減収減益となりました。

#### [その他事業]

その他部門では、催事イベントやキャラクターショー等を展開しました。「ワンピース」や「ゲゲゲの鬼太郎」の催事が好調に稼働したことから、前年同期と比較して増収となりました。

以上により、当該事業の売上高は40億18百万円（前連結会計年度比6.0%増）、営業利益は1億76百万円（同31.0%増）と増収増益となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

### [設備投資の状況]

当連結会計年度における設備投資の総額は6億49百万円となりました。主なものは、本社オフィスの改装3億95百万円、営業部門のアプリゲーム開発82百万円等であります。

また、主要な設備の除却又は売却はありません。

### [資金調達の状況]

当連結会計年度は自己資金にて賄いました。

### (3) 対処すべき課題

当社グループでは、「IPを戦略の軸に据えたグローバル事業展開」をより一層強化し、持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指します。

日本最大・世界有数の作品数を有するアニメーション制作会社としての競争優位性を基盤に、魅力的でインパクトのある新たな作品を創作し世界に届けることを梃子に、収益化の機会を限りなく広げていくことを最重要課題として掲げています。

#### ①IP増強：新規IP創出数の増強とIPライフサイクルの長期化

新規IP創出を加速すると共に、産み出した作品を自ら育成・発展させ、IPライフサイクルを長期化することで、作品ファンの親子二世代化・三世代化（エバークグリーン化）を目指します。

#### ②事業拡張：顧客接点の拡大とIP当たり収益規模の伸張

これまでに当社が獲得してきた作品製作や権利運用のノウハウを活かし、既存ライセンス事業に加え、IPの育成・発展に寄与する自社事業にも注力し、IP当たりの収益規模の最大化を目指します。

#### ③地域展開拡大：日本発IPの増強と海外発IPの強化

国内市場に加え、海外市場へと作品展開をグローバルに加速し、マーケットシェアを高め、世界に冠たる「東映アニメーションブランド」の確立を目指します。

日本発IPは、従来からの国内外での取組みをより一層強化すると共に、特に海外輸出については、新たな有望国や地域を見定め、ビジネスの拡大を図ります。

海外IPは、欧州・中東・中国等において現地有力パートナーと手を組み、地域の文化・慣習・規制等の事業障壁を乗り越え作品展開しヒットを目指す地産地消型ビジネスや、当社の指揮・統括の下、海外で企画製作した作品を、グローバルな配信配給流通網を活用して、全世界に一斉展開し、関連ビジネス全体で収益獲得を目指すハリウッド型ビジネスを推進します。

#### ④製作能力の進化：IP別に目的特化した製作体制構築と2D/3D先端技術の統合

IP・顧客セグメント別の訴求ポイントを明確化すると共に、国内外の提携スタジオのノウハウ・人材ネットワークの有効化と最適化により、子どもから大人まで幅広いファンを魅了する作品を創作していきます。

また、独自の演出・作画技法をはじめとする当社の伝統技術とCG・AI等の革新技术を融合し、全く新たな映像表現を産み出す製作スタジオを目指します。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 84 期 (2022年 3 月期)	第 85 期 (2023年 3 月期)	第 86 期 (2024年 3 月期)	第 87 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	57,020	87,457	88,654	100,836
営 業 利 益 (百万円)	18,107	28,669	23,364	32,432
経 常 利 益 (百万円)	18,822	29,791	26,453	33,188
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	12,820	20,900	18,795	23,623
1 株当たり当期純利益 (円)	62.69	102.22	91.93	115.52
総 資 産 額 (百万円)	126,883	150,508	162,739	190,980
純 資 産 額 (百万円)	96,044	114,502	131,713	153,198

- (注) 1. 第85期は、映像製作・販売事業、著作権事業、商品販売事業、その他事業の全てのセグメントで増収となりました結果、前連結会計年度に比べ売上高が53.4%の増収、営業利益が58.3%の増益、経常利益が58.3%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益が63.0%の増益となりました。
2. 第86期は、商品販売事業、その他事業が増収となった一方、映像製作・販売事業、著作権事業が減収となりました結果、前連結会計年度に比べ売上高が1.4%の増収、営業利益が18.5%の減益、経常利益が11.2%の減益、親会社株主に帰属する当期純利益が10.1%の減益となりました。
3. 第87期は、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
4. 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第84期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

当社の親会社は東映株式会社で、同社は、当社の株式を70,500,000株（議決権比率34.2%）保有しております。

同社との取引は当社劇場作品の配給、テレビシリーズ作品のテレビ放送業者への販売、資金の貸付等であります。

## ② 親会社との間の取引に関する事項

### ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。また、資金の貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

### イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の役員3名は当社の親会社の役員を兼務しておりますが、当社は、事業運営に関しては、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

当該取引は、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づいて行われており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

### ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

## ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社タバック	10百万円	100.0%	アニメーション映像及び各種映像の録音・編集
東映アニメーション音楽出版株式会社	10百万円	100.0%	当社作品に関連した楽曲の製作及び販売、当社作品の音源を利用した新規事業等
TOEI ANIMATION PHILS.,INC.	フィリピン 61,585千ペソ	100.0%	当社アニメーション映像の製作工程の一部の製作
TOEI ANIMATION ENTERPRISES LTD.	香港 500千ドル	100.0%	アジアにおける当社作品の放映権・商品化権等の販売
TOEI ANIMATION INCORPORATED	US 600千ドル	100.0%	北中南米における当社作品の放映権・商品化権等の企画・製作・販売
TOEI ANIMATION EUROPE S.A.S.	500千ユーロ	100.0%	欧州における当社作品の放映権・商品化権等の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 主要な事業内容

部 門	事 業 内 容
映 像 製 作 ・ 販 売 事 業	各種アニメーション映像・CG映像の企画、製作、販売業務（海外を含む）
版 権 事 業	キャラクターの商品化権の管理及び販売（海外を含む）
商 品 販 売 事 業	各種商品の企画、製造、販売業務
そ の 他 事 業	イベントの企画、実施

## (7) 主要な事業所

### ① 当 社

名 称	住 所
本 社 (中 野 オ フ ィ ス)	東京都中野区
大 泉 ス タ ジ オ	東京都練馬区

### ② 子 会 社

名 称	住 所
株 式 会 社 タ バ ッ ク	東京都練馬区
東映アニメーション音楽出版株式会社	東京都中野区
TOEI ANIMATION PHILS.,INC.	フィリピン共和国 マニラ
TOEI ANIMATION ENTERPRISES LTD.	中華人民共和国 香港
TOEI ANIMATION INCORPORATED	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
TOEI ANIMATION EUROPE S.A.S.	フランス共和国 パリ

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
映 像 製 作 ・ 販 売 事 業	830名	43名増
版 権 事 業	72名	2名減
商 品 販 売 事 業	16名	1名増
そ の 他 事 業	42名	7名増
合 計	960名	49名増

### ② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	411名	21名増	41才1ヶ月	9年9ヶ月
女 性	285名	34名増	37才10ヶ月	6年6ヶ月
合計又は平均	696名	55名増	39才9ヶ月	8年5ヶ月

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 840,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 210,000,000株
- (3) 株 主 数 20,771名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
東 映 株 式 会 社	70,500	34.2
株 式 会 社 テ レ ビ 朝 日	41,254	20.0
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	17,150	8.3
J P M O R G A N C H A S E B A N K 380815	10,100	4.9
東 映 ビ デ オ 株 式 会 社	6,823	3.3
株式会社バンダイナムコホールディングス	5,697	2.8
東 映 ラ ボ ・ テ ッ ク 株 式 会 社	5,250	2.5
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託フジテレビジョン口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	4,000	1.9
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託ソニーグループ口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	3,900	1.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	3,677	1.8

(注) 持株比率は、自己株式(3,692,205株)を控除して計算しております。当該自己株式には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式は含まれておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森下孝三	代表取締役会長	
高木勝裕	代表取締役社長	
篠原智士	常務取締役 営業企画本部長	
山田喜一郎	常務取締役 製作本部長兼営業企画本部副本部長	
辻秀典	常務取締役 経営管理本部長	
布施稔	取締役 経営管理本部副本部長兼業務効率改善担当	
鈴木篤志	取締役 営業企画本部副本部長兼企画特命担当	
伊東浩治	取締役 経営管理本部副本部長兼財務戦略担当、 経営戦略部長	
多田憲之	取締役	東映株式会社代表取締役会長 株式会社テレビ朝日ホールディングス取締役 株式会社テレビ朝日取締役 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役
吉村文雄	取締役	東映株式会社代表取締役社長
角南源五	取締役	株式会社テレビ朝日ホールディングス取締役 株式会社テレビ朝日取締役副社長
清水賢治	取締役	株式会社フジ・メディア・ホールディングス専務取締役 株式会社フジテレビジョン代表取締役社長
重村一	取締役	株式会社ニッポン放送監査役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
樋口宗久	常勤監査役	
和田耕一	監査役	東映株式会社専務取締役
小林直治	監査役	株式会社テレビ朝日常勤監査役
今村健志	監査役	日本橋フォーラム総合法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 取締役角南源五、清水賢治及び重村一の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林直治及び今村健志の両氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役重村一及び社外監査役今村健志の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査役和田耕一及び小林直治の両氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（常勤監査役であるものを除く。）は、それぞれ、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。ただし、故意又は重過失による違反行為に起因する損害賠償請求は、当該保険契約により填補されないなど、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社の役員の報酬等は、「基本報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されますが、非常勤取締役、社外取締役及び監査役については「基本報酬」のみにより構成されております。

「業績連動型株式報酬」は取締役の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度を2019年に導入しました。

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、「基本報酬」については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内において、当社の実績や当該役員の役位、職務内容及び実績等に応じ決定し、月額報酬として毎月支給いたします。また、「業績連動型株式報酬」は、「基本報酬」の報酬限度額とは別枠で、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付が、原則として取締役の退任時に行われる株式報酬制度です。

また、決定方針の決定方法は、取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとしながら、インセンティブが働きやすいように適切な報酬水準で構成し、取締役会の諮問に応じて特別委員会が審議した結果である特別委員会の答申内容を踏まえて、取締役会で検討します。

特別委員会の答申内容を踏まえた当該取締役会決議に基づき個人別の報酬額の具体的内容について委任を受けた代表取締役社長は、当該決議で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、上記の決定方針に則り、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると取締役会では判断しております。

なお、これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

## ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第78期定時株主総会において年額340百万円以内（うち、社外取締役年額15百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち、社外取締役は3名）です。

また、取締役の業績連動型株式報酬の額は、2022年6月24日開催の第84期定時株主総会において3事業年度を対象として210百万円以内とすると決議されております。当該定時株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は10名です。

監査役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第78期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。

### ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

なお、当事業年度においては、2024年6月25日開催の取締役会にて代表取締役社長高木勝裕に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

### ④業績連動報酬等に関する事項

当社は取締役の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

2023年3月31日で終了する事業年度から、2025年3月31日で終了する事業年度を対象として、各取締役の役位に応じて、每期一定の時期にポイントを付与します。また、業績目標は、本業で獲得した利益である連結営業利益に設定し、期初予算に対する達成率に応じて業績連動計数を決定の上、これを累積ポイント数に乗じて各取締役に交付する株式数を算出します。

なお、当事業年度における当該業績連動型株式報酬に係る指標の目標は、連結営業利益20,000百万円であり、実績は32,432百万円であります。

### ⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	345 (12)	290 (12)	54 (-)	54 (-)	13 (3)
監査役 (うち社外監査役)	26 (7)	26 (7)	-	-	4 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。
2. 取締役に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、業績連動報酬等54百万円であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 取締役 角南 源五氏

- ・他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社テレビ朝日ホールディングスの取締役であり、同社は当社の親会社の関連会社及びその他の関係会社、かつ当社の関係会社であります。なお、当社との取引はございません。

また、同氏は株式会社テレビ朝日の取締役副社長であります。なお、同社は株式会社テレビ朝日ホールディングスの完全子会社であり、当社の主要株主であります。当社との取引は当社作品の配信権、商品化権配分金支払等であります。

- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会12回全てに出席し、出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問すると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

- ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

放送業界における豊富な専門知識、経験及び高い見識等を用いた業務遂行を期待されており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

### ② 取締役 清水 賢治氏

- ・他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役であります。なお、当社との間には記載すべき関係はございません。

また、同氏は株式会社フジテレビジョンの代表取締役社長であり、同社は株式会社フジ・メディア・ホールディングスの完全子会社であります。当社との取引は当社作品の放映権、商品化権配分金支払等であります。

- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会12回のうち10回に出席し、出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

- ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

放送・映画業界における豊富な専門知識、経験及び高い見識等を用いた業務遂行を期待されており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

③ 取締役 重村 一氏

- ・他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ニッポン放送の監査役であります。なお、同社との間には記載すべき関係はございません。

- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会12回全てに出席し、出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

- ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

経営者としての実績・経験、放送業界における豊富な専門知識、経験及び高い見識等を用いた業務遂行を期待されており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

④ 監査役 小林 直治氏

- ・他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社テレビ朝日の常勤監査役であり、同社は当社の主要株主であります。同社との取引は当社作品の配信権、商品化権配分金支払等であります。

- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会12回全てに出席し、出席した取締役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

また、監査役会15回全てに出席し、出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

⑤ 監査役 今村 健志氏

- ・他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

日本橋フォーラム綜合法律事務所の代表弁護士であります。なお、同事務所との間には記載すべき関係はございません。

- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会12回全てに出席し、出席した取締役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

また、監査役会15回全てに出席し、出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(注) 小林直治氏の三親等以内の親族が、当社の親会社である東映株式会社に使用人として勤務しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当社の会計監査人としての報酬等の額	51百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 当社の子会社であるTOEI ANIMATION PHILS.,INC.、TOEI ANIMATION ENTERPRISES LTD.、TOEI ANIMATION INCORPORATED及びTOEI ANIMATION EUROPE S.A.S.は、当社の会計監査人以外の監査法人又は公認会計士の監査を受けております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、過年度の監査計画と実績の状況及び報酬額の推移を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

上記、「6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておらず、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://corp.toei-anim.co.jp/ja/ir/general\\_meeting.html](https://corp.toei-anim.co.jp/ja/ir/general_meeting.html)) に掲載しております。

## 7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策の一つとして考えております。

堅牢な財務基盤の維持を大前提に、「IPを戦略の軸に据えたグローバル事業展開」をより一層強化し、持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する事業機会やグローバル企画に積極的に戦略的投資を行った上で、配当については、安定配当を基本方針としつつ、投資戦略や業績動向に応じて柔軟に、総合的な判断を行って参ります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、比率については四捨五入によって表示しております。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>127,940</b>	<b>流動負債</b>	<b>34,035</b>
現金及び預金	82,474	支払手形及び買掛金	22,125
受取手形及び売掛金	29,376	未払法人税等	5,279
有価証券	92	契約負債	3,405
商品及び製品	1,708	賞与引当金	592
仕掛品	8,281	その他	2,632
原材料及び貯蔵品	151	<b>固定負債</b>	<b>3,745</b>
関係会社短期貸付金	3,134	繰延税金負債	2,786
その他	2,887	役員株式給付引当金	229
貸倒引当金	△165	退職給付に係る負債	172
<b>固定資産</b>	<b>63,039</b>	その他	557
<b>有形固定資産</b>	<b>8,558</b>	<b>負債合計</b>	<b>37,781</b>
建物及び構築物	6,628	<b>純資産の部</b>	
土地	1,315	<b>株主資本</b>	<b>138,553</b>
その他	614	資本金	2,867
<b>無形固定資産</b>	<b>1,281</b>	資本剰余金	3,409
ソフトウェア	1,280	利益剰余金	133,030
その他	1	自己株式	△754
<b>投資その他の資産</b>	<b>53,199</b>	その他の包括利益累計額	14,645
投資有価証券	20,703	<del>その他有価証券評価差額金</del>	7,945
長期預金	30,500	繰延ヘッジ損益	△2
その他	1,998	為替換算調整勘定	6,702
貸倒引当金	△2	<b>純資産合計</b>	<b>153,198</b>
<b>資産合計</b>	<b>190,980</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>190,980</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	100,836
売上原価	52,413
売上総利益	48,422
販売費及び一般管理費	15,989
営業利益	32,432
営業外収益	1,780
受取利息	1,147
受取配当金	276
持分法による投資利益	89
その他	266
営業外費用	1,024
支払利息	0
為替差損	793
支払補償費	194
その他	35
経常利益	33,188
特別損失	378
投資有価証券評価損	182
持分変動損失	28
減損損失	167
税金等調整前当期純利益	32,809
法人税、住民税及び事業税	9,265
法人税等調整額	△79
当期純利益	23,623
親会社株主に帰属する当期純利益	23,623

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>98,923</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>44,246</b>
現金及び預金	62,895	買掛金	17,781
受取手形	5	関係会社短期借入金	15,760
売掛金	20,836	リース債務	40
商品及び製品	1,365	未払金	1,603
仕掛品	8,266	未払費用	123
原材料及び貯蔵品	77	未払法人税等	4,786
関係会社短期貸付金	3,177	契約負債	3,107
その他	2,331	預り金	346
貸倒引当金	△32	賞与引当金	561
		その他の	135
<b>固 定 資 産</b>	<b>59,328</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,808</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,192</b>	リース債務	66
建物	6,315	繰延税金負債	2,132
構築物	171	退職給付引当金	36
工具器具備品	279	役員株式給付引当金	229
土地	1,315	その他の	342
リース資産	110		
<b>無形固定資産</b>	<b>1,281</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>47,055</b>
ソフトウェア	1,279	<b>純 資 産 の 部</b>	
電話施設利用権	1	<b>株 主 資 本</b>	<b>103,604</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>49,855</b>	資本金	2,867
投資有価証券	13,967	資本剰余金	3,409
関係会社株式	3,642	資本準備金	3,409
長期貸付金	11	<b>利益剰余金</b>	<b>98,039</b>
関係会社長期貸付金	33	利益準備金	94
長期預金	30,500	その他利益剰余金	97,945
差入保証金	676	別途積立金	4,100
その他の	1,027	繰越利益剰余金	93,845
貸倒引当金	△2	<b>自 己 株 式</b>	<b>△712</b>
		評価・換算差額等	7,592
		その他有価証券評価差額金	7,595
		繰延ヘッジ損益	△2
<b>資 産 合 計</b>	<b>158,252</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>111,197</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>158,252</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	90,969
売上原価	55,792
売上総利益	35,177
販売費及び一般管理費	12,485
営業利益	22,691
営業外収益	5,710
受取利息及び配当金	5,567
為替差益	40
その他	102
営業外費用	1,094
支払利息	879
支払補償費	194
その他	20
経常利益	27,307
特別損失	349
減損損失	167
投資有価証券評価損	182
税引前当期純利益	26,958
法人税、住民税及び事業税	7,079
法人税等調整額	△115
当期純利益	19,994

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

東映アニメーション株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅 博  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 勇  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東映アニメーション株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東映アニメーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

東映アニメーション株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅 博  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 勇  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東映アニメーション株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項並びに同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

東映アニメーション株式会社 監査役会

常勤監査役	樋口宗久	㊞
監査役	和田耕一	㊞
監査役(社外監査役)	小林直治	㊞
監査役(社外監査役)	今村健志	㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第87期の期末配当につきましては、連結業績が過去最高益を計上したこと等に鑑み、1株につき41円といたしたく存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 41円 総額 8,458,619,595円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役樋口宗久氏は、本総会の終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者の任期は当社定款の規定により、退任される監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案を本総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位	所有する 当社株式の数
新任 中山正久 (1957年 9月10日生)	1982年4月 東映株式会社入社 2007年6月 同社経営戦略部長代理兼グループ戦略室長 2010年6月 東映ラボ・テック株式会社専務取締役就任 2011年6月 同社代表取締役社長に就任 2023年6月 同社取締役会長に就任(現任)	0株
監査役候補者とした理由 中山正久氏は、東映株式会社やグループ会社での幅広い職務経験を有しており、映像コンテンツ制作や関連する事業と業務に精通していることから、その豊富な経験と高い見識をもって、当社監査役として企業活動全般にわたる監査が期待できると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。当該保険により被保険者である監査役がその地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。

(ご参考：スキル・マトリックス)

本株主総会において、第2号議案が原案どおりに承認された場合、取締役及び監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

		企業経営	戦略						ガバナンス		
		経営全般	企画・製作	TV・メディア	ライセンス・自社販売事業	IP創出	マーケティング・ブランディング	グローバルビジネス	財務・会計	リスクマネジメント・内部管理	報酬・指名人材開発
代表取締役 会長	森下 孝三	●	●	●		●	●				
代表取締役 社長	高木 勝裕	●	●	●	●						●
常務取締役	篠原 智士			●	●						
常務取締役	山田 喜一郎		●		●						
常務取締役	辻 秀典		●		●			●	●	●	
取締役	布施 稔							●			
取締役	鈴木 篤志		●	●		●	●				
取締役	伊東 浩治							●	●	●	●
取締役	多田 憲之	●		●	●				●	●	
取締役	吉村 文雄	●	●	●	●			●	●	●	
社外取締役	角南 源五	●		●					●		
社外取締役	清水 賢治	●		●	●	●					
独立社外 取締役	重村 一	●		●					●	●	
常勤監査役	中山 正久	●	●						●	●	
監査役	和田 耕一	●						●	●	●	
社外監査役	小林 直治							●	●	●	
独立社外 監査役	今村 健志								●	●	

### 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2016年6月28日開催の第78期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額340百万円以内（うち、社外取締役が15百万円以内）、また監査役の報酬額を年額40百万円以内と決議しております。

昨今の経済情勢や経営環境の変化に伴い、取締役及び監査役としての責務が一層増大していることや役員報酬の世間相場の水準の上昇等、諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額600百万円以内（うち、社外取締役が60百万円以内）、監査役の報酬額を年額50百万円以内へと改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案の内容は、取締役会の諮問機関である特別委員会の答申結果を経て、取締役会において決定したものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役の員数は13名（うち社外取締役3名）、監査役の員数は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決された場合も、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる取締役の員数は13名（うち社外取締役3名）、監査役の員数は4名となります。

#### 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

##### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2022年6月24日開催の第84期定時株主総会において、取締役(非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。)を対象とする業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の継続及び一部改定をご承認いただいております。本制度は、取締役を対象に、取締役の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現への貢献意識を高めることを目的としております。

今般、持続的な業績伸長及び報酬の世間水準も踏まえ、上記目的実現の蓋然性を一層高めるべく、本制度の対象となる事業年度等の変更と、当社が拠出する金員の上限及び株式数の上限を改定の上継続することについて、ご承認をお願いするものであります。

上記の本制度の見直しについては、取締役会の諮問機関である特別委員会の答申結果を経て、取締役会において決定したものであり、相当であると判断しております。

なお、本株主総会終了時点での、本制度の対象となる取締役の員数は8名となります。

## 2. 本制度の概要及び報酬等の額並びに内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記(2)以降のとおり。）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）
②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 120百万円に対象期間の年数を乗じた金額</li> <li>・ 当初対象期間においては、中期経営計画に向けた基盤確立期としての2025年度及び2026年度から2030年度までの中期経営計画期間の合計6事業年度を対象として720百万円</li> </ul>
当社株式の取得方法（下記（2）のとおり。）及び取締役に交付等がなされる当社株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社株式は、株式市場から取得予定</li> <li>・ 取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの上限は、55,000ポイント（55,000株相当）</li> </ul>
業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・ 中期経営計画等に掲げる営業利益等の業績目標値に対する達成度に応じて0～200%の範囲で変動
③当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	・ 取締役を退任した時等

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、対象期間ごとに、120百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（当初対象期間である6事業年度に対しては720百万円）を上限とする金員を、当社の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者として対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第3段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点の中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、本信託の信託期間も新たな対象期間に相当する期間延長します。当社は延長された信託期間ごとに、120百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額の範囲内で追加拠出を行い、延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する金員の合計額は、120百万円に対象期間の年数を乗じた額の範囲内とします。

(3) 取締役へ交付等がなされる当社株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中の毎年6月1日に、毎事業年度における役位及び中期経営計画等に掲げる営業利益等の業績目標の達成度等に応じてポイントが付与されます。付与されるポイント数は、業績目標の達成度に応じて0～200%の範囲で変動します。

取締役を退任した場合、死亡した場合、または海外赴任により国内非居住者となる場合にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの上限は、55,000ポイントとします。このポイントの上限は、上記(2)の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、退任した場合、死亡した場合、または海外赴任により国内非居住者となる場合に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、退任した当該取締役は、累積ポイントの70%（単元未満株式は切り捨て）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点までに付与されたポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、死亡後速やかに当該取締役の相続人が受けるものとします。

なお信託期間中に取締役が国内非居住者となった場合は、その時点までに付与されたポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該取締役が受けるものとします。

(5) 報酬の返還等

取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合には、当該取締役に対して、本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失または没収、交付等を受けた当社株式等相当の金銭の返還請求ができるものとしします。

(6) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとしします。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

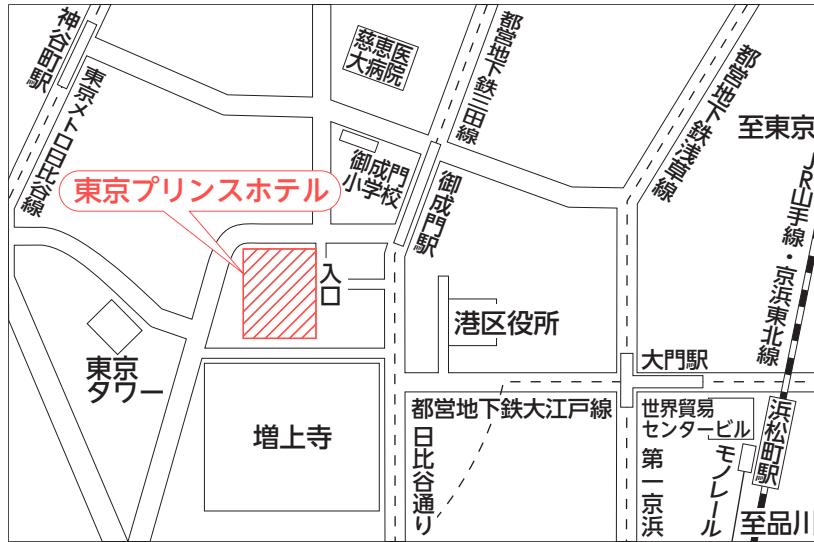
(ご参考)

なお、本制度の詳細については、2025年5月26日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール  
TEL (03) 3432-1111 (代)



J R山手線・京浜東北線 モノレール	}	浜松町駅から	徒歩 10分
都営地下鉄三田線		御成門駅(A1)から	徒歩 1分
都営地下鉄浅草線	}	大 門 駅(A6)から	徒歩 7分
都営地下鉄大江戸線			
東京メトロ日比谷線		神谷町駅(3番)から	徒歩 10分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、  
お車でのご来場はご遠慮願います。

ご出席者への「おみやげ配布」は行いませんので、ご了承お願い申し上げます。